

託送料金に係る近接性評価割引の 誤算定の概要について

2021年7月30日

◆ 近接性評価割引について

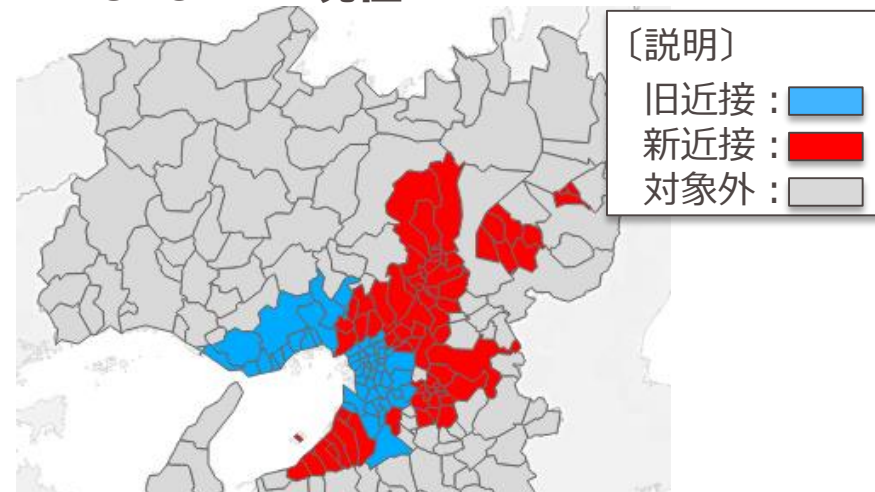
- 需要の多い地域へ近隣の発電所から電気を送ることで、送電設備の投資抑制、電力喪失の低減に寄与することから、**小売電気事業者が予め定められた地域（近接性評価地域）に立地する発電所から電気を調達する場合に、託送料金を割引する制度。**
- **2016年4月に制度が一部見直し（割引地域の見直し・単価変更）。**
その際に**対象から外れたエリアは「旧近接性評価地域」として位置付けられ、制度見直し以前に設置されていた高圧以上の発電所を対象（ただし、旧一般電気事業者の発電所は除く。）に、当面の間は割引を継続する経過措置が設けられている。**

● ～2016.4



	旧一電の発電所	左記以外の発電所
近接性評価地域	割引なし	割引
対象外	割引なし	割引なし

● 2016.4～現在



	旧一電の発電所	左記以外の発電所
旧近接性評価地域	割引なし	(制度見直し以前に設置等) 割引 ※経過措置 (制度見直し以降に新設等) 割引なし
新近接性評価地域	割引	割引
対象外	割引なし	割引なし

制度見直し

①：旧近接性評価地域における対象発電所の誤登録による過割引

- **本来、旧一般電気事業者の「旧近接性評価地域」に立地する発電所は割引対象外**のところ、分社化に向け2019年5月に実施した託送料金の算定システム改修時に割引対象として登録したため、**誤って割引**していた。(旧一般電気事業者から調達している小売電気事業者に影響。)
- **制度見直し(2016年4月)以降に「旧近接性評価地域」において発電所が新設**された際等に、**本来は割引対象外**のところ、割引対象として登録したため、**誤って割引**していた。

<約款の規定と誤算定の内容>

■ 正：

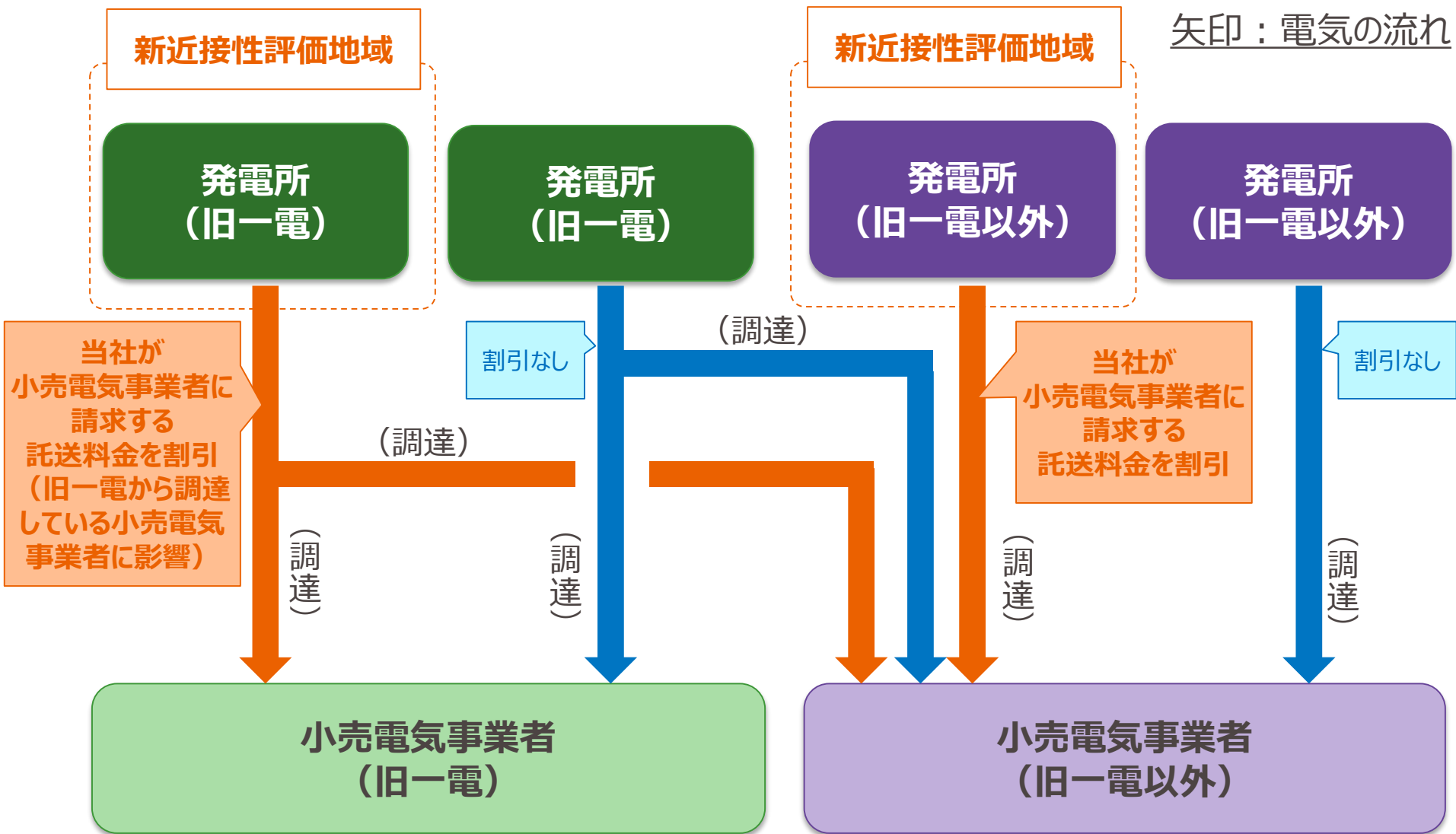
	旧一電の発電所	左記以外の発電所
旧近接性評価地域	割引なし	(制度見直し以前に設置等) 割引 ※経過措置 (制度見直し以降に新設等) 割引なし

■ 誤：

	旧一電の発電所	左記以外の発電所
旧近接性評価地域	割引	(制度見直し以前に設置等) 割引 ※経過措置 (制度見直し以降に新設等) 一部割引

	区分	事業者数	誤算定額
① (過割引)	旧一電	1社	19.7億円
	旧一電以外の 小売電気事業者	53社	3.5億円 (内訳：最大1.6億円)

※近接性評価割引制度は、小売電気事業者との契約に基づく託送料金に関する割引制度であり、一般のお客さまの電気料金に直接係るものではありません。



◆ 誤算定の概要と影響金額 (②：割引漏れ)

②：新近接性評価地域における対象発電所の誤登録による割引漏れ

- 制度見直し（2016年4月）に伴い、**本来、「新近接性評価地域」に立地する発電所は全て割引対象**のところ、**旧一般電気事業者の発電所は割引対象外として登録**していた。2019年5月のシステム改修時に是正したものの、一部の発電所を引き続き割引対象外として登録した（是正漏れ）ことから、**割引漏れ**となっていた。
- 加えて、上記システム改修時に、**これまで割引対象として正しく登録していた旧一般電気事業者以外の発電所の一部を誤って割引対象外に登録**したことから、**割引漏れ**となっていた。

<約款の規定と誤算定の内容>

■ 正：

	旧一電の発電所	左記以外の発電所
新近接性評価地域	割引	割引

■ 誤：

	旧一電の発電所	左記以外の発電所
新近接性評価地域	一部割引なし	一部割引なし

	区分	事業者数	誤算定額
② (割引漏れ)	旧一電	1社	0.2億円
	旧一電以外 の小売電気事業者	32社 (①と重複)	4百万円 (内訳：最大3百万円)

※近接性評価割引制度は、小売電気事業者との契約に基づく託送料金に関する割引制度であり、一般のお客さまの電気料金に直接係るものではありません。

- 今回の誤算定により、関係者の皆さまにはご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。
- 関係する小売電気事業者に対して、早急に本件のご説明とお詫びを申し上げ、次回請求分から正しい割引額を反映させた託送料金でご請求させていただく予定です。
- また、今回の誤算定に伴う近接性評価割引額の差額精算につきましても、今後、小売電気事業者と丁寧に協議させていただく予定です。
- 今回の誤算定を重く受け止め、再発防止対策を検討・徹底してまいります。